平成31年 第1回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第20号

平成31年第1回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成31年2月18日 まんのう町長 栗田 隆義

- 1. 招集日 平成31年2月27日
- 2. 場 所 まんのう町役場議場

平成31年第1回まんのう町議会定例会会議録(第4号) 平成31年3月14日(木曜日)午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番	鈴	木	崇	容		2番	常	包		恵
3番	小	Щ	直	樹		4番	京	兼	愛	子
5番	竹	林	昌	秀		6番	JII	西	米利	令子
7番	合	田	正	夫		9番	白	Ш	正	樹
10番	白	Ш	皆	男	1	1番	大	西		樹
12番	松	下	_	美	1	3番	三	好	勝	利
14番	大	西		豊	1	5番	Ш	原	茂	行
16番	田	岡	秀	俊						

欠席議員 1名

8番 三 好 郁 雄

会議録署名議員の指名議員

9番 白 川 正 樹 10番 白 川 皆 男

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多 田 浩 章 議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦

教 育 長 三 原 一 夫 総務課長 長 森 正 志 企画観光課長 常包英希 税務課長 池下尚治 住民生活課長 細原敬弘 福祉保険課長 佐 喜 正 司 会計管理者 東原浩史 健康增進課長 久保田 純 子 農林課長 建設土地改良課長 池田勝正 森末史博 琴南支所長 萩 岡 一 志 仲 南 支 所 長 見間照史 教育次長 脇 隆博 学校教育課長 香 川 雅 孝 生涯学習課長 松下信重 地籍調査課長 岸本広宣

〇田岡秀俊議長 おはようございます。

三好郁雄議員より欠席の届け出がありましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の 会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、多田浩章君。

○多田議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに、各常任委員長から、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書を受理いたしました。

次に、各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。

また、議案第3号 まんのう町敬老祝い金に関する条例の一部改正する条例に対する改正案が教育民生常任委員会の中で提出されておりますので、あわせて御報告申し上げます。 以上で、報告を終わります。

〇田岡秀俊議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○田岡秀俊議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、白川皆男君。

〇白川皆男議会運営委員長 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

3月13日、午後1時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもと、議会運営委員会委員6名が出席し、慎重に審議しました。その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第4 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長

日程第6 議案第3号 まんのう町敬老祝い金に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第4号 まんのう町事業分担金徴収条例の一部改正について

日程第8 議案第9号 まんのう町道路線の変更について

日程第9 議案第10号 平成30年度まんのう町一般会計補正予算(案)第5号

日程第10 議案第11号 平成30年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算 (案) 第3号

日程第11 議案第12号 平成30年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算 (案) 第2号

日程第12 議案第13号 平成30年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案) 第2号

日程第13 議案第14号 平成30年度まんのう町下水道特別会計補正予算(案)第 1号

日程第14 議案第15号 平成30年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算 (案) 第1号

日程第15 議案第16号 平成30年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正 予算(案)第1号

日程第16 議案第17号 平成31年度まんのう町一般会計予算(案)

日程第17 議案第18号 平成31年度まんのう町国民健康保険特別会計予算(案)

日程第18 議案第19号 平成31年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算 (案)

日程第19 議案第20号 平成31年度まんのう町介護保険特別会計予算(案)

日程第20 議案第21号 平成31年度まんのう町下水道特別会計予算(案)

日程第21 議案第22号 平成31年度まんのう町農業集落排水特別会計予算(案)

日程第22 議案第23号 平成31年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算 (案)

日程第23 閉会中の継続調査について

以上の日程で意見の一致を見、午後2時10分、委員会を閉会しました。

最後に、総務常任委員会、建設経済常任委員会の中で、傍聴議員に委員会進行の妨げになるような言動に対し、これまでに何回も注意を行ったと聞いております。ルールやマナーを守らなければ、お互いの信頼関係にも影響しかねません。今後、十分注意をしていただきたいと思います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わらせていただきます。

〇田岡秀俊議長 議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

〇田岡秀俊議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、9番、白川正樹君、10番、白川皆男君を指名いたします。

日程第3 付託案件の委員長報告(教育民生常任委員長)

〇田岡秀俊議長 日程第3、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。 教育民生常任委員長、大西豊君。

〇大西豊教育民生常任委員長 教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月6日、7日、第1委員会室におきまして、委員全員出席し、執行部より、町長、 副町長、教育長、総務課長、所管課長出席のもと、教育民生常任委員会を公開にて開催い たしました。

3月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第3号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第16号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第23号の9議案で、本会議に引き続き執行部より詳細な説明があり、審査を行いました。

議案第3号 まんのう町敬老祝い金に関する条例の一部改正については、委員より、敬 老祝い金の改正についてどのように周知し、どのように意見集約をしたのかとの質疑があ り、執行部より、老人会などに説明し、意見を聴取したり、民生委員の意見を聞かせてい ただいたりした。パブリックコメントも実施している。意見としては、大半の方から仕方 がないとの意見をいただいているとの答弁がありました。

委員より、減額した予算をどのように使っていくのかとの質疑があり、執行部より、老 人福祉や介護サービス費の抑制などにつながるような使い方になるだろうが、慌てて決め るのではなく、無駄にならないようにじっくり検討していきたいとの答弁がありました。

委員より、本条例の施行時期について、これまでの説明で広く周知に努めてきたとのことだが、5月、6月には町政懇談会もあるので、もう一年かけて周知に努め、附則の施行日を平成32年4月1日にする修正案が出され、質疑を行い、まず修正案について採決した結果、全会一致で修正案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、修正部分を除く部分について採決した結果、全会一致で可決すべきものと決定

いたしました。

議案第11号 平成30年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案)第3号については、執行部より、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,511万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億353万1,000円とするものである。また、直営診療施設勘定内科の歳入歳出それぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,216万円とするものであるとの説明があり、委員も理解されたものと思います。

議案第12号 平成30年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算(案)第2号については、執行部より、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ624万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,004万6,000円とするものである。

歳入は、後期高齢者医療保険料を93万6,000円増額し、繰越金において531万円の増額、これは歳入決算見込みによる増額である。

これに対する歳出として、後期高齢者医療広域連合納付金において、決算見込みにより 624万6,000円の増額であるとの説明があり、精査の結果による増額であることか ら、委員も理解されたものと思います。

議案第13号 平成30年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)第2号については、執行部より、決算見込みにより保険給付費を増額する。また、今後も給付費は増大していくと予想されることから、介護予防に努めていくとの説明がありました。

委員より、適正な制度の運用と介護予防事業を一層推進していくよう意見がありました。 議案第16号 平成30年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(案)第 1号について、執行部より、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,106万2, 000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,883万8,000円と するものである。

歳入では、繰入金において、一般会計繰入金を1,106万2,000円減額、これは 歳入決算見込みによる減額である。

これに対する歳出として、施設費において、決算見込みにより、委託料を1, 106万2, 000円減額であるとの説明がありました。

委員より、合併浄化槽を施工する資格のある業者が町内に何件あって、今年度、何カ所 施工したかとの質疑がありました。

執行部より、仲南地区に限った町の設置型浄化槽の維持管理業務であるため、現在、工事は実施しておらず、維持管理のみである。また、維持管理する浄化槽の基数は、今年度末までで約330基である。これは毎年譲渡している関係で年々少なくなっていくとの答弁がありました。

委員より、15年経過の浄化槽は使用者に譲渡し、年々減少するとの説明だが、浄化槽整備推進事業特別会計はいつ終了する予定かとの質疑があり、執行部より、平成35年で

全て譲渡が終了する。なお、起債の償還が終わる予定は平成50年であり、今後、検討するとの答弁がありました。

議案第18号 平成31年度まんのう町国民健康保険特別会計予算(案)については、 執行部より、歳入歳出それぞれ23億1,350万円と定めるものであり、対前年度1億 4,330万円の増、6.6%増である。

また、直営診療施設勘定歯科の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ450万円と 定めるものであり、対前年度比同額である。

また、直営診療施設勘定内科の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,850万円と定めるものであり、対前年度190万円の減、2.7%減であるとの説明がありました。

委員より、県が統合したはすだが、保険給付費をなぜ町で予算化しているのかとの質疑があり、執行部より、本来は県で全ての医療費をまとめ、各医療機関に支払うのが理想である。その旨、担当者会でも協議し、議論してきた中で、町が国保連合会に支払いすることとなったとの答弁がありました。

議案第19号 平成31年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算(案)については、執行部より、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億7,100万円で、対前年度40万円の増、0.1%増であるとの説明があり、委員も理解されたものと思います。

議案第20号 平成31年度まんのう町介護保険特別会計予算(案)については、執行部より、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ26億700万円と定めるものであり、対前年度4,600万円の増、1.8%増であるとの説明がありました。

委員より、質疑、意見等がありましたが、委員も理解されたものと思います。

議案第23号 平成31年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算(案)については、執行部より、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,290万円と定めるものであり、対前年度700万円の減、11.7%減であるとの説明がありました。

委員より、浄化槽の法定点検について質疑があり、執行部より、保守点検については、 町の指定業者8社により年3回、法定点検については、香川県浄化槽協会が年1回行って いるとの答弁がありました。

以上、付託された案件につきまして、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第3号 まんのう町敬老祝い金に関する条例の一部改正について、全会一致で修正可決。議案第11号 平成30年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案)第3号、全会一致で可。議案第12号 平成30年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算(案)第2号、全会一致で可。議案第13号 平成30年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)第2号、全会一致で可。議案第16号 平成30年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(案)第1号、全会一致で可。議案第18号 平成31年度まんのう町国民健康保険特別会計予算(案)、全会一致で可。議案第19号 平成3

1年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算(案)、全会一致で可。議案第20号 平成31年度まんのう町介護保険特別会計予算(案)、全会一致で可。議案第23号 平成31年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算(案)、全会一致で可することで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

次に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

〇田岡秀俊議長 これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告 を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

12番、松下一美君。

- **〇松下一美議員** ただいまの教育民生常任委員長の報告の中で、議案第3号 まんの う町敬老祝い金に関する条例の一部改正については、修正可決とありましたが、その修正 に至った経緯についてをお尋ねいたします。
- **〇田岡秀俊議長** 委員長、大西豊君。
- ○大西豊教育民生常任委員長 この案件については、昨年度より慎重審議をしてまいりました。松下委員も傍聴していただいたと思うので重々承知だと思いますけど、まず、委員会に当たり、昨年度よりまんのう町敬老祝い金給付事業の見直しについて、近隣市町とか金額についてこれまで慎重に審議をしてきました。そういう中で、先ほど委員長報告で行いましたが、改正については、老人会とかいろいろしてきたということでありますが、執行部より、老人福祉や介護保険費抑制などにつながるような使い方になるだろうが、慌てて決めるのでなく、無駄のないようじっくり検討していきたい。また、これまで説明で広く周知に努めたところであるが、5月、6月、町政懇談会でも周知に努めていきたい。また、1年かけて周知をしていきたいということがありますので、今まで他の市町村と比べて手厚い祝い金でありますけど、変更に当たって、住民に広く理解されるようにということで審議をしてまいった関係でございます。
- **〇田岡秀俊議長** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第4 付託案件の委員長報告(建設経済常任委員長)

- ○田岡秀俊議長 日程第4、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。 建設経済常任委員長、松下一美君。
- **〇松下一美建設経済常任委員長** 建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。 去る3月4日、第1委員会室におきまして、委員5名、議長同席のもと、執行部より、

町長、副町長、総務課長、所管課長出席し、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしま した。

3月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第4号、議案 第9号、議案第14号、議案第15号、議案第21号、議案第22号の6議案で、最初に 道路線の現地調査を行い、その後、執行部より詳細な説明があり、審査をしました。

議案第4号 まんのう町事業分担金徴収条例の一部改正について、執行部より、条例の別表中の農地・農業用施設災害復旧事業国庫補助事業の備考の道路以外の査定設計料、査定写真代は実費の文言を削除することにより、これまで地元負担が全額必要であった査定設計料は、実施設計料及び工事費と同じ2分の1の負担とすることにより、災害復旧事業における受益者負担を軽減するものである。平成28年度以降、査定設計料の算出方法が変更され、それ以前と比較して受益者負担が高額になり、災害復旧事業への申請に大きく影響していることから改正を行いたい。

また、農地の耕作放棄地の増大、高齢化や後継者不足による営農意欲の低下に歯どめをかけるため、さらには、近隣の市町も査定設計料などの受益者負担を軽減する自治体がふえていることから、周辺自治体と協調して農地の維持と農家への支援を行うものであるとの説明がありました。

委員より、実質、誰も利用していない廃止しようとするため池が災害により決壊等した場合、池としての機能が必要ない池を復旧するのか、また、その費用はどうするのかとの質疑があり、執行部より、小規模なため池が該当すると思うが、実際、災害時に水がたまっており、抜くこともできないため、危険であると判断した場合は、町で災害を防ぐ目的で応急的に最低限の開削をして水をためないようにした経緯もある。

なお、災害以外の場合、県単事業で直接受益がないため池については、小規模ため池保 全管理協議会で検討し、承認が得られた場合、上限200万円まで県と町で費用負担する。 ただし、設計料は地元負担となるとの答弁がありました。

議案第9号 まんのう町道路線の変更については、町道泥田薬師線は基盤整備により道路の振りかえが行われた。しかしながら、基盤整備前の終点が変更されておらず、認定路線の変更が行われていないため、このたび、現況に合わせ終点を変更するものであるとの説明がありました。

議案第14号 平成30年度まんのう町下水道特別会計補正予算(案)第1号について、 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ301万3,000円を減額し、歳入歳出予算 の総額を歳入歳出それぞれ2億698万7,000円とするものである。

歳入では、分担金及び負担金で、下水道事業受益者負担金を100万円減額し、繰入金において、一般会計繰入金を98万7,000円増額し、1億1,594万2,000円、さらに町債において、下水道債を300万円の減額をする。これは歳入決算見込みによる補正であるとの説明がありました。

これに対する歳出として、総務費において、決算見込みにより、中讃流域下水道負担金、

公課費合わせて301万3,000円減額、補正後4,316万8,000円とする。施 設費においては補正額はないが、特定財源を一般財源に振りかえしているとの説明があり、 質疑等もなく、委員も理解されたものと思われます。

議案第15号 平成30年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算(案)第1号について、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ67万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,232万5,000円とするものである。

歳入では、分担金及び負担金で農業集落排水事業費分担金を44万9,000円減額し、 県支出金において、農業集落排水事業費補助金を106万7,000円減額、また、繰入 金では、一般会計からの繰入金を84万1,000円増額、これは歳入決算見込みによる 増額である。

これに対する歳出として、施設費において、決算見込みにより業務委託料を67万5, 000円減額するとの説明があり、質疑等もなく、委員も理解されたものと思います。

議案第21号 平成31年度まんのう町下水道特別会計予算(案)について、第1条第1項では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億9,560万円と定めるものであり、対前年度1,440万円の減、6.9%減となる。

歳入予算では、分担金及び負担金100万円、使用料及び手数料5,417万2,000円、繰入金1億312万8,000円、町債3,730万円をそれぞれ見込んでいる。 歳出予算では、総務費4,393万3,000円、施設費1,446万7,000円、 公債費1億3,670万円、予備費50万円をそれぞれ計上しているとの説明がありました。

委員より、中讃広域事務組合負担金が減額になる理由は何かとの質疑があり、執行部より、流域下水道の建設負担金が精査の結果、対象の工事費が確定したことによる減額であるとの答弁がありました。

議案第22号 平成31年度まんのう町農業集落排水特別会計予算(案)について、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,180万円と定めるものであり、対前年度120万円の減、3.6%減となる。

歳入予算では、分担金及び負担金30万円、使用料及び手数料588万1,000円、 繰入金2,561万7,000円、繰越金1,000円、諸収入1,000円をそれぞれ 見込んでいる。

歳出予算では、施設費1,280万円、公債費1,890万円、予備費10万円をそれぞれ計上しているとの説明があり、当委員会に付託された6議案につきまして、それぞれ質疑や意見等がありましたが、採決の結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第4号 まんのう町事業分担金徴収条例の一部改正について、全会一致で可。議案

第9号 まんのう町道路線の変更について、全会一致で可。議案第14号 平成30年度 まんのう町下水道特別会計補正予算(案)第1号、全会一致で可。議案第15号 平成3 0年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算(案)第1号、全会一致で可。議案第2 1号 平成31年度まんのう町下水道特別会計予算(案)、全会一致で可。議案第22号 平成31年度まんのう町農業集落排水特別会計予算(案)全会一致で可とすることで意見 の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告といたします。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。 以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

〇田岡秀俊議長 これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告 を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第5 付託案件の委員長報告(総務常任委員長)

- ○田岡秀俊議長 日程第5、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。 総務常任委員長、大西樹君。
- **〇大西樹総務常任委員長** 総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

3月8日、第1委員会室におきまして、委員全員出席し、教育民生常任委員会委員長、 建設経済常任委員会委員長同席のもと、執行部より、町長、副町長、所管課長全員出席の もと、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

3月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第10号、議 案第17号の2議案であります。

初めに、教育民生常任委員会委員長、建設経済常任委員会委員長より、議案第10号 平成30年度まんのう町一般会計補正予算(案)第5号及び議案第17号 平成31年度 まんのう町一般会計予算(案)の所管部分の質疑、結果等についての報告がありました。

その後、付託案件について執行部より詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見がありましたので報告いたします。

議案第10号 平成30年度まんのう町一般会計補正予算(案)第5号については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,377万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億3,682万8,000円とするとの説明がありました。

委員より、まんのう町で発行する地方債のうち臨時財政対策債の限度額が幾らで、現在 の発行額は幾らかとの質疑があり、執行部より、臨時財政対策債については、28、29 年度は約3億円の発行可能額であったが、そのうち約1億円を借り入れした。そして、3 0年度は、国より通達のあった満額の3億円程度を借りる予定としている。また、31年 度にも満額を借りる計画であるとの答弁がありました。

委員より、総務費で、企画管理費の集落支援員活動事業費の減額理由について質疑があり、執行部より、集落支援活動事業の活動支援員は3名で、琴南が2名、仲南が1名である。減額については、実際の活動日数が当初予定していた日数より少なかったことによる減額。現在、集落支援員の活動は、集落点検や住民間協議を支援する活動で、まだ取り組み出したところであり、今後、地元集落の事案に密着した相談事などがふえれば活動日数もふえてくる。今後の活動については、支援員と協議して考えたいとの答弁がありました。委員より、実際に南海トラフ地震が発生した際、現在の消防体制で大丈夫かとの質疑があり、執行部より、災害の規模にもよるが、非常時で大災害の際には、警察、自衛隊等との連携した対応を想定している。また、通常の台風災害等であれば、現状で防災対応はできているとの答弁がありました。

次に、議案第17号 平成31年度まんのう町一般会計予算(案)について詳細な説明を求め、審議を行いました。

一般会計当初予算の総額は114億2,700万円、対前年度1億500万円増、0.9%増との説明がありました。

委員より、収支不足分についての財源対策として財政調整基金繰入金と減債基金繰入金及び繰入金を計上しているが、本来、減債基金は公債を暫次償還していくための基金であるので、通常であれば財政調整基金からの繰り入れになると思うがとの質疑があり、執行部より、減債基金は対前年度同様、予算上6億900万円を取り崩す予定としているが、財政調整基金のほうは29年度に合併後、初めて3億4,000万円を取り崩した。減債基金では公債費が14億円、15億円と現在ふえつつある。33年、34年度には17億円ぐらい返していくことになる。このことから、財政調整基金だけでなく、減債基金からも繰り入れて財政の調整をしているとの答弁がありました。

委員より、10キロマラソン実行委員会運営補助金とあるが、いつごろ開催する予定かとの質疑があり、執行部より、昨年は5月に開催したが、マラソン大会には気温の関係で時期的に不向きであった。次回は11月から3月までの間で開催したいと考えているが、現段階では開催時期、コース等も含め、実行委員会を立ち上げ、その中で具体的なことを検討し、決定していきたいとの答弁がありました。

委員より、カーボンマネジメント強化事業策定委託料とあるが、今年の計画についての 質疑があり、執行部より、31年度では本庁舎及びエピアみかどにおける空調、照明、ベ ムス等制御システムの設計委託料を計上している。この事業は設計費の3分の2が補助対 象で、今後の予定として、31年度は設計費、32年度は本庁舎及びエピアみかどの空調、 照明の改修工事を実施する計画であるとの答弁がありました。

委員より、ふるさと納税に関して、まんのう町の住民がほかの市町の返礼品を求めて寄

附した場合、まんのう町の税収や財源にどの程度影響があるのかとの質疑があり、執行部より、ふるさと納税で町へ寄附金額は県下でも少ないほうである。現在、楽天や郵便局に専用サイトを設けて全国に情報発信しており、体験型ゴルフ場利用宿泊セットといった新しいメニュー展開もしている。財政面では、税収上、寄附金控除で減収となった町住民税部分については交付税の中で措置される。平成30年度の交付税算定の数値で、まんのう町民がふるさと納税をした寄附金額が約980万円で、うち430万円が町住民税の控除となる。その金額の75%が交付税の対象になる。また、まんのう町へふるさと納税された方の寄附金額は平成29年度では2,160万で、必要経費を差し引いた残りが税金の減収分を上回れば、町にとってプラスになり、現在はプラスになっているとの答弁がありました。

その他、平成31年度まんのう町一般会計予算(案)について、各委員より質疑、意見がありましたが、執行部より詳細な説明を受け、採決の結果、賛成多数で可決となりました。

また、その他の意見として、国保の均等割の見直しの要求、また、敬老祝い金の支払い について意見がありました。

以上、付託されました案件につきまして、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第10号 平成30年度まんのう町一般会計補正予算(案)第5号、全会一致で可。 議案第17号 平成31年度まんのう町一般会計予算(案)、賛成多数で可とすることで 意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

〇田岡秀俊議長 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第6 議案第3号 まんのう町敬老祝い金に関する条例の一部改正について

〇田岡秀俊議長 日程第6、議案第3号 まんのう町敬老祝い金に関する条例の一 部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は修正可決であります。

これより、修正案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより、教育民生常任委員会の修正案について討論に入ります。まず、修正案ではなく、原案に賛成者の討論はありませんか。

6番、川西米希子さん。

〇川西米希子議員 私は、修正案に反対をし、原案に賛成とさせていただきます。

この件に関しましては、昨年の10月23日に開催の全員協議会の中で、担当課長より 敬老祝い金の見直しについては、民生委員会や老人クラブの代表者の方々にも説明をし、 超高齢化社会を迎え、平均寿命の延伸や今後の町財政を考えるとやむを得ないことではあ るが、いきなり来年度から77歳の支給を廃止するというのはショックが大きいのではな いか。例えば対象年齢は変えずに一律減額することから始めて、数年後に廃止の方向へと いうように段階を踏んだほうがいいのではないかという御意見をいただきましたとの報告 がありました。

また、パブリックコメントを募集した町のホームページにも、住民の方より御意見が寄せられたとの報告もありました。

先日の教育民生常任委員会に、私も2日間にわたり、終日、会の始まりから終わりまで 傍聴させていただき、敬老祝い金に関する質疑応答なども聞かせていただきました。他の 高齢者福祉に使いたいとの説明もあり、町長さんからは、敬老祝い金の支給は9月であり ますから、それまでの半年間で住民の皆様に御理解がいただけるよう、機会を捉えてしっ かりと丁寧に説明をしていきたいとのお話もお聞きいたしました。

ことしは、我が国も平成から新元号へと変わる新たな時代の幕あけの年です。改正も前向きに捉え、町としても30年度を区切りとして、31年度よりさらに高齢者福祉を充実させるための元年と位置づけてもいいのではないかと思います。

また、私なりに、男女、年齢を問わず、幅広い方々に御意見をお伺いし、住民の皆様から直接いただいた御意見も十分に参考にさせていただきました。

以上のような理由から、私は修正案ではなく原案に賛成とさせていただきます。以上で す。

〇田岡秀俊議長 次に、修正案及び原案に反対者の討論はありませんか。 3番、小山直樹君。

〇小山直樹議員 私は、原案に反対する立場で一般質問を行いました。今回は、修正 案に反対する立場から討論を行います。

修正案は実施時期を1年間猶予するものでありますけれども、そもそも縮小することに変わりはありません。敬老祝い金はお年寄りに対して、これまでの、そしてこれからの社会貢献に対して公からの感謝の思いを込めて行ってきたものであります。それは今でも進行形であります。

第一に、お年寄りの地域へのこれまでの社会貢献とともに、今も続く貢献度を高く評価 すべきであります。それは地域環境を守る活動、言い変えれば地域環境の管理、保全に大 きく寄与されております。 第二に、町長の言われる「元気まんまん まんのう町」とは、住みよい町、住みやすい町、住み続けられる町ということでありましょう。社会的弱者の子供やお年寄り、障害者が、安全・安心で穏やかに暮らせる町ということだと思います。近隣の市や町が縮小しているからというのは提案理由になるでしょうか。財政が厳しいという提案理由になるでしょうか。まんのう町にはほかとは違い、どこよりもお年寄りの住み続けたいと願う思いを大切にする町であるべきであります。町の財政力は県下で3番目ではないですか。お金がないわけではありません。

第三に、住民の福祉向上に努めることが地方自治体の本来の本旨であります。県や国が町民の利益に反することを行えば、物申す議会であるべきです。県や国に町民の思いを代弁して、意見書なり陳情書を出すことは当然のことであります。 1 0 月から消費税が 1 0 %になれば、所得の低い人ほど負担が重い逆進性を持つ悪法が町民の暮らしを一層困難なものとするでありましょう。

また、財政再建を声高に叫びながら、国は1機116億円もの戦闘機を100機以上も 爆買いする、こんなことは間違っております。町民の代表として町政のチェックをする議 会の仕事を続ける決意を述べて、私の反対討論を終わります。

〇田岡秀俊議長 再度になりますが、修正案ではなく、原案に賛成者の討論はありませんか。

12番、松下一美君。

○松下一美議員 私は、この敬老祝い金につきましては、原案に賛成であります。と申しますのも、今現在、まんのう町では財政の健全化が喫緊の課題でありまして、対象者の方々には御理解をいただきたいと思っております。と申しますのは、なるほど基金は、今現在、78億1,000万円ほどあります。しかし、地方債においては125億円余りの地方債があるのも現実であります。そういうところから、現在、国債においても10年物でありますと0.05と、数年前の1%という時代からはかけ離れております。そしてまた、スーパー定期におきましても0.01と、10億円基金を運用しましても10万円が配当があるかないかという厳しい状況であります。

そういう中で、本町においては、満濃南のこども園、琴南総合センター、農改センター の大改修と、十数億円の大きな事業を控えておるのも現実であります。

そういうところで、これからの若い世代の方々に高負担を強いるような財政はしっかりと健全化を図っていくべきかと思い、子供やいろいろ含めまして、この敬老祝い金につきましては、原案に賛成とするものであります。

〇田岡秀俊議長 続いて、修正案に賛成者の討論はありませんか。 5番、竹林昌秀君。

〇竹林昌秀議員 教育民生常任委員会において、修正案を合意しました。教育民生常任委員会のメンバーとして、修正案の賛成の発言をさせていただきます。

執行部の原案は、これまでの経過や周辺の市町村の状況もよく調べた入念なものでした。

そして、順次、削減していく方向を示したもので、執行部の事務方の調査、研究は、私は 基本的に支持できると思いました。

しかし、よく考えてみますと、私どもの町は76億円の基金があって、財政調整基金が30億円前後あると。そして、減債基金も12億円あって、借金払いの金も12億円持っておるという状態です。地方債残高は126億円ぐらいありますけれども、元利償還金を100%、七、八十%補塡くれるものをたくさん借りていて、うちの町の実質償還しなきゃいけない額は25億円に足りないぐらいです。その償還の比率を標準財政規模に照らすと、合併したとき15.7やったのが、今、7%で、合併したときから半分になっておると。

私が昭和30年以来の仲南の財政や合併以後の数値を見ますと、極めて低い。いっぱい持っておって、借金払いの負担は極めて低い。財政をどう判断するか。複眼で多様な視点で判断せねばなりませんが、政府は地方財政健全化法に五つの指標を定めております。これで論議するのが正しい。執行部の予算説明とか決算報告も、地方財政健全化法の五つの指標でもって説明すべきだと思います。非常に断片的、部分的に論議しても仕方がない。財政感は論議を戦わすと切りがありません。

そこで、もう少し具体的に申しますと、執行部は老人福祉や介護サービスの抑制につながるように使い方をじっくり検討していきたいと。これではちょっと原案に賛成できない。これに使うから、これをやめさせてくれと、具体的に住民にわかるようにせないかん。これが説明責任でありまして、検討するからで、なぜならば敬老祝い金の仕組みは長年運用されて住民に定着されて、それがあるものと住民は思っている。確かに民生委員や老人クラブの方々や関係者との意見調整は行っていただいた。これまでにない入念な対応だったと思いますけれども、一般住民は知らない。減ったんやなと。これなしになるんやてということになるんでしょうね。法令は議決するときに公布の日から施行するとは定めない。これは法哲学、法理学に反する。このように決めたということが住民、国民に伝わってから説明する期間を置いて施行する。これが法哲学の原則でありまして、市町村においては、公布の日から施行するという文言が見られることは、法理学上の大失態であります。そういう面からも、直ちにこの3月議会で議決して、新年度、即施行というのは納得いきかねる。事務方のいかなる分野に転用するのかの具体的検討を待って施行すべきと申し上げたい。

財政的には、将来は80億円程度の予算規模にして、180人の執行体制に持ち込む大きなテーマはありますけれども、眼前において緊急に予算を縮減しなければならない理由はない。その年の歳入はその年の住民のために使うのが理想であります。福祉とは弱者を救済することであります。敬老祝い金はお祝い、慶祝の報奨費である。小山さんがおっしゃるように、生活弱者が期待しておいでる、それは大切なことでありますけれども、それは所得要件を見て、扶助費で措置すべきものであって、別途検討すべきテーマと思います。小山さんの提案は重く受けとめたいと思います。

執行部案どおり即座に新年度施行というのは反対であり、修正案を提案させていただきました。常任委員長の提案を支持申し上げます。

〇田岡秀俊議長 これをもって、討論を終了いたします。

これより、教育民生常任委員会の修正案について起立により採決いたします。

教育民生常任委員会の修正案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

〇田岡秀俊議長 起立少数であります。よって、教育民生常任委員会の修正案は否決されました。

次に、まんのう町敬老祝い金に関する条例の一部改正について、原案を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は修正可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

2番、常包恵君。

〇常包恵議員 私は原案に反対する立場で討論に参加をいたします。

先ほどの修正案に対して少数否決をされましたことに対して、私としては賛成の立場であり、残念でありますが、少数否決をされました。

私は、今回の敬老祝い金の案を策定するまでの間、先ほど川西議員から10月の全員協議会の話が出されました。一番最初に聞いたのは9月の教育民生常任委員会であります。そして、10月の全員協議会の中で担当課から案が示されましたが、これまでの間、この見直し案について、住民にはほとんど知らされておりません。パブリックコメントをされたということがありましたが、パブリックコメントの町民からの意見は1件であります。町民はパブリックコメント、意見を募集していることすら承知をしていないのではないかと私は思います。なぜならば、そのことがまんのう町の広報では1回も触れられていないからであります。町民は福祉やいろんな町の情報について、過半数の方が広報から情報を得ている、そのように報告をされております。そのような中で、町民に対してもっと丁寧に説明をし、意見集約をする必要がなかったのかと感じるところであります。

また、今回、行われましたパブリックコメントにつきましては、まんのう町が定める条例、要綱、また、要綱の具体的な解説においては、パブリックコメントをする際には、広報に必ず載せなければならないと明記をされております。また、パブリックコメントの期間は30日以上と明記されております。そのような中で、今回のパブリックコメントは広報に1回も載っていない、また、20日しか行われていない、このような点において、私は手続的に瑕疵がある、このように思います。

したがいまして、今回の見直し案につきましては、町民の意見を十分に集約できていない、このように感じます。私は議員として情報を得て、その情報を町民に対してお知らせをしてきましたが、私のお知らせする範囲は非常に限られております。ですから、町として1年間かけて、この案をつくらなければいけなくなった経緯、そして案の内容をもう少

し丁寧に説明をする期間が必要であると考えます。

したがいまして、この4月からの施行という原案に対しては反対の討論をさせていただきます。ぜひ議員の皆さん、町民の皆さんの御理解をいただきたいと思います。以上です。

- **〇田岡秀俊議長** 次に、本案に対する賛成討論の発言を許可いたします。
 - 9番、白川正樹君。
- **○白川正樹議員** 今の意見ですけれども、老人の祝い金をなしにするということではなくて、そのお金を老人福祉や介護サービスのほうに回すということなんですね。決めるのではなく、そういうことで検討するということなんですけども、ゼロではなく、そのお金をほかの老人のほうに回すということなんで、なしになるということではないんですね。個人に渡すのか全体に渡すかの違いなんで、私はこの原案に賛成いたします。
- ○田岡秀俊議長 次に、反対の討論を許可いたします。 5番、竹林昌秀君。
- **〇竹林昌秀議員** 原案に反対であります。老人福祉や介護サービスの抑制につながるようなことを慌てて決めるのではなく、無駄にならないようにじっくり検討していきたい、具体案がないんであります。予算書上で敬老祝い金のお金をここに振りかえたと、この説明があるまで、原案には賛成できません。なぜならば、どこに使われたかわかりゃせんのじゃ。

総務省は、国民健康保険会計へ法定外繰り入れをしないように伝えたと国保新聞は報じております。大きな介護保険や国保、後期高齢者への法定外の負担金を一般財源から本町は持っていってはおりません。しかし、それをしなければいけないという具体的説明があれば、即座に私は原案に賛成できるものでありますが、本町は法定外の繰り入れまでするほど逼迫はしていない。政府の方針に定めたとおりの繰り入れで間に合っておるんでありまして、その年の歳入はその年の住民に使うという観点からしますと、本町が取り組むべきは、有効なお金の使い方を研究することであります。

よって、即座に敬老祝い金を縮減する必要性は全くない。原案に反対であります。

- **〇田岡秀俊議長** 次に、賛成の諸君の発言はありませんか。 6番、川西米希子さん。
- **〇川西米希子議員** 私は原案に賛成をさせていただきます。

確かに住民の皆様から御意見をお聞きする手法として、町のホームページと町の広報に 掲載をするとしていながら、町広報に掲載ができていなかったという落ち度はあります。 しかしながら、民生委員会や老人クラブの代表の方々にも説明をしておりますし、また、 パブリックコメントも届いております。

地方自治体を取り巻く経済状況は大変に厳しいものがあります。さらに今後は緊縮財政が求められております。町においても少子高齢化が進展する中で、これまでと変わらずにどの事業も継続をし、なおかつ、新たな課題に取り組むことは困難となっています。時代の変化とともに課題は多様化していますが、限られた予算の中で対応していかなければな

りません。今回の見直しについては、他の高齢者福祉に使いたいとの目的も明確にされて おります。

見直し案は、77歳の方については、平均寿命が延びていることから、平成35年には 廃止となりますが、全ての年齢で廃止ではありません。また、減額となっても、格差はあ りますが、他の市町と比べても決して少ない額とはなりません。また、私なりに男女、年 齢を問わず、幅広い方々から直接御意見をお伺いし、参考にさせていただきました。さま ざまなことを総合的に判断し、賛成とさせていただきます。

しかし、敬老祝い金の見直しが高齢者福祉の後退であっては絶対にいけません。これは 強く申し上げたい。今回の見直しによって生み出された財源は、高まる介護ニーズ、また、 第8期介護保険事業計画のより必要とされる事業に使いたいと目的も明確でありますが、 高齢者の方々が健康で長生きをするための施策の強化と充実、生きがいの創出も強く求め まして、私の賛成討論とさせていただきます。以上です。

〇田岡秀俊議長 これをもって、討論を終了いたします。

これより、まんのう町敬老祝い金に関する条例の一部改正について原案を起立により採 決いたします。本案を、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛否同数)

〇田岡秀俊議長 賛否同数ですので、議長栽決として、原案どおり賛成ということと いたします。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、議場の時計で11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

〇田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第7 議案第4号 まんのう町事業分担金徴収条例の一部改正について

〇田岡秀俊議長 日程第7、議案第4号 まんのう町事業分担金徴収条例の一部改正 についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号 まんのう町事業分担金徴収条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第9号 まんのう町道路線の変更について

〇田岡秀俊議長 日程第8、議案第9号 まんのう町道路線の変更についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第9号 まんのう町道路線の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第10号 平成30年度まんのう町一般会計補正予算(案)第5号

○田岡秀俊議長 日程第9、議案第10号 平成30年度まんのう町一般会計補正予算(案)第5号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第10号 平成30年度まんのう町一般会計補正予算(案)第5号を採 決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 0 議案第 1 1 号 平成 3 0 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算 (案) 第 3 号

○田岡秀俊議長 日程第10、議案第11号 平成30年度まんのう町国民健康保険

特別会計補正予算(案)第3号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第11号 平成30年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算 (案) 第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第12号 平成30年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算 (案)第2号

○田岡秀俊議長 日程第11、議案第12号 平成30年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算(案)第2号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第12号 平成30年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算 (案)第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第13号 平成30年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案) 第2号

〇田岡秀俊議長 日程第12、議案第13号 平成30年度まんのう町介護保険特別 会計補正予算(案)第2号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第13号 平成30年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第14号 平成30年度まんのう町下水道特別会計補正予算(案)第 1号

○田岡秀俊議長 日程第13、議案第14号 平成30年度まんのう町下水道特別会 計補正予算(案)第1号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第14号 平成30年度まんのう町下水道特別会計補正予算(案)第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第15号 平成30年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算 (案)第1号

○田岡秀俊議長 日程第14、議案第15号 平成30年度まんのう町農業集落排水 特別会計補正予算(案)第1号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第15号 平成30年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算 (案) 第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決するこ

とに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第16号 平成30年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正 予算(案)第1号

〇田岡秀俊議長 日程第15、議案第16号 平成30年度まんのう町浄化槽整備推 進事業特別会計補正予算(案)第1号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第16号 平成30年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(案)第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第17号 平成31年度まんのう町一般会計予算(案)

〇田岡秀俊議長 日程第16、議案第17号 平成31年度まんのう町一般会計予算 (案)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は賛成多数可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第17号 平成31年度まんのう町一般会計予算(案)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第18号 平成31年度まんのう町国民健康保険特別会計予算(案)

〇田岡秀俊議長 日程第17、議案第18号 平成31年度まんのう町国民健康保険 特別会計予算(案)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

3番、小山直樹君。

〇小山直樹議員 私は、原案に反対する立場から討論を行いたいと思います。

一般質問で、私は、国民健康保険料はサラリーマンの2倍ほども重い負担が現在強いられており、余りにも不平等、不公平だと訴えてまいりました。国保にはほかの保険にはない均等割、平等割があります。全国知事会などの地方六団体も公費投入で協会けんぽ並み、サラリーマン並みの保険料にすべきだと提案をしております。2019年度、3,400億円政府は投入をいたしますが、それでもなお、国の定率負担引き上げなどを要望しております。このままでは国保世帯の暮らしが増税とも相まって破綻をしてしまいます。既に医療にかかれず手おくれになったケースが全国でも報告をされております。

2019年度に国や県の支援を待たずに独自の支援策を実施する市町が新たに17自治体に上ったと聞いております。とりわけ、均等割はゼロ歳の子供にも適用され、このまんのう町でも1人2万6,000円であります。少子化対策として、まんのう町は子育てや教育はほかの町には負けていないと言っております。均等割こそ少子化対策にブレーキをかけるものであります。対策を講じるべきであります。

まんのう町の中学生以下に支援する予算全額を補助しても1,100万円ほどであります。2019年度予算案にはその姿勢がありません。したがって、私はこの予算案に賛成することはできません。

今後も、全国知事会、市長会、町村会など、地方六団体と同じ思いで国民健康保険料の 引き下げを求めていく決意を述べて反対討論を終わります。

○田岡秀俊議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許可いたします。 5番、竹林昌秀君。

〇竹林昌秀議員 教育民生常任委員会でこの原案を採択した立場で賛成討論をさせていただきます。

確かに小山議員のおっしゃるように、国民健康保険料は納付書が届いたときに皆がどきりとし、払えるかのとためらい悩む金額であります。ところが、これは税条例で決めて、それに基づいて予算組んでいるのであり、予算審議の前に保険料を定めるルールのところで審議すべきだというのが手続的にはございます。通常、町の職員は市町村共済組合、企業の方はその会社の健保組合が払っていて、任用者側、雇っている側が負担してくれているのがありますから、大きな組織の職場に身を置いている人というのは、保険料の負担は軽いです。それは大体60歳までで、若い人、健康診断をして採用していますから、丈夫な人ですから、保険料は安くなります。

国保の場合には、定年退職してから後期高齢者に入るまで、そして農業とか自営業者の 人で、所得層が低いから、どうしても保険料だけでは無理ですね。

じゃあ現行の政府の制度でどうなっているかというと、市町村共済組合や企業の健保組合から、厚労省が法律でごそっとお金を引き抜いて、国保や介護保険、後期高齢者医療にお金をつぎ込んでおります。

今年度から、平成30年度から国保の事業主体が県に移って、予算上でそれが明らかにされておりませんけれども、平成29年度までで見ますと、企業、職場の健康組合から引き抜いたお金の調整交付金が本町国保会計で大体38%ぐらいあったように思うんですね。今、手元に資料ないから、数字少々違うかもしれませんが。働き盛りの世帯のお金が38%つぎ込む制度設計になっておって、企業の健保組合が成り立たなくて解散を申し出る事態が起きていて、政府においては国保料を上げる指導をするわけにいかず、税金でむやみに補塡しろというわけにいかず、企業の健保組合から取り上げるわけにもいかずという、これが政府の予算審議の内容であります。

こうした広範な調整のもとに、国、県と調整ができた上で国保が成り立っていて、実を 言うと、この予算審議の場で論議するのはちょっとタイミングが悪いわけです。教育民生 常任委員会でもこの負担の問題は調査研究し、論議すべきものと思います。

実を申しますと、私の国民健康保険料は前年度は56万円ぐらいあったんです。今年度確定申告をしますと44万円ぐらいで、所得割をなくしたために、家屋敷ちょっと張り込み過ぎて資産割りが大きかったんです。国保料の掛け方というのは、今後、教育民生常任委員会とかで事務方と一緒に調査研究すべきものと思います。当議会においてこの予算審議を否決するということは、政府の制度、県の方針、いろんな諸調整の末に成り立ったもので、時期が遅いわけです。

今後、検討すべき重大な問題であることを申し上げて、小山さんの視点を相当程度容認いたしますが、本議会においては採択の議決をせざるを得ない。よって、常任委員会の審議どおり賛成とさせていただきます。

〇田岡秀俊議長 ほかに反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第18号 平成31年度まんのう町国民健康保険特別会計予算(案)を 起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求 めます。

(起立多数)

〇田岡秀俊議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第19号 平成31年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算

(案)

○田岡秀俊議長 日程第18、議案第19号 平成31年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算(案)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第19号 平成31年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算(案) を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第20号 平成31年度まんのう町介護保険特別会計予算(案)

〇田岡秀俊議長 日程第19、議案第20号 平成31年度まんのう町介護保険特別 会計予算(案)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第20号 平成31年度まんのう町介護保険特別会計予算(案)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第21号 平成31年度まんのう町下水道特別会計予算(案)

〇田岡秀俊議長 日程第20、議案第21号 平成31年度まんのう町下水道特別会 計予算(案)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第21号 平成31年度まんのう町下水道特別会計予算(案)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第22号 平成31年度まんのう町農業集落排水特別会計予算(案)

〇田岡秀俊議長 日程第21、議案第22号 平成31年度まんのう町農業集落排水 特別会計予算(案)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第22号 平成31年度まんのう町農業集落排水特別会計予算(案)を 採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第23号 平成31年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算 (案)

〇田岡秀俊議長 日程第22、議案第23号 平成31年度まんのう町浄化槽整備推 進事業特別会計予算(案)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第23号 平成31年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算 (案)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 閉会中の継続調査について

〇田岡秀俊議長 日程第23、本件は、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において、当該所管事務の調査のための閉会中の継続調査並びに議会運営委員会において議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

各常任委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定いたしま した。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。 会議を閉じます。

これにて、平成31年第1回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時23分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年3月14日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員